

平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	保護施設事務費負担金			担当部局庁	社会・援護局(社会)			作成責任者
事業開始年度	昭和6年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	保護課			大西証史
会計区分	一般会計			政策・施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること			
根拠法令(具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第75条第1項第1号			関係する計画、通知等	-			
主要政策・施策				主要経費	社会保障			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に基づき、救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を助長すること目的としている。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護施設 … 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ○ 更生施設 … 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ○ 授産施設 … 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。 ○ 宿所提供施設 … 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。 							
実施方法	負担							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		当初予算	28,246	27,804	28,130	28,931		
		補正予算	-	-	426	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	28,246	27,804	28,556	28,931	0		
	執行額	28,246	27,804	集計中				
執行率(%)	100%	100%	0%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	「救護施設居宅訓練事業実施施設数」の成果実績が、前年度を超えること。	「救護施設居宅訓練事業実施施設数」	成果実績	施設	36	48	68	
			目標値	施設	32	36	48	68
			達成度	%	112.5%	133.3%	141.7%	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	救護施設在在所者数(活動実績数は社会福祉施設等調査報告(各年10月1日時点))	活動実績	人	16,280	16,448	集計中		
		当初見込み	人	17,132	17,137	17,121	16,731	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	救護施設一般事務費単価の例(入所定員100施設の場合)一級地における入所者一人あたりの月額	単位当たりコスト	入所者一人あたりの月額	143,400	143,600	146,500	146,700	
		計算式	/	-	-	-	-	

平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	保護施設事務費負担金	28,931		
計	28,931	0		

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	地方自治体が保護の実施機関として施行事務を行っており、保護施設の運営についても自治体が費用の一部も負担しているところである。なお、保護施設については、地方自治体、社会福祉法人が運営の主体となっている。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助であり、国費を投入しなければ政策目的は達成できず、国民の健康で文化的な生活水準を維持するために必要な事業である。保護施設についても生活保護法に基づき行うものであり、国費の投入が必要である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	施設事務費の単価については、国家公務員の給与体系に準拠しているため、毎年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定を反映させている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	生活保護法の目的に基づき、保護施設を利用する要保護者の支援に必要な事務費を支出しており、当該費目の使途は妥当である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	保護施設においては、入所している要保護者に対する着実な支援に加え、入所者の地域生活への移行や、地域社会で生活する要援護者への支援等に取り組んでいる。	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	「救護施設居宅訓練事業実施施設数」の成果実績は、成果目標である前年度実績を超えている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	施設事務費の単価については、毎年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定を反映させている。また、保護施設においては、入所している要保護者に対する着実な支援に加え、入所者の地域生活への移行や、地域社会で生活する要援護者への支援等に取り組んでいる。			
	改善の方向性	保護施設事務費については、今後も適切な単価の設定に努めていく。また、救護施設については引き続き、精神障害者等入所者の地域移行に向けた取組を進めていく。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	422	平成23年度	381	平成24年度	329
平成25年度	691	平成26年度	694		

※平成26年度実績集計中のため、平成25年度実績を記入。

厚生労働省 27,804百万円

〔 基本的な政策の企画、立案及び推進 〕



〔 補助 〕

A 都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村(856)
27,804百万円

(内訳)上位10者

大阪市	2,710 百万円
横浜市	776 百万円
神戸市	487 百万円
浜松市	460 百万円
長野県	407 百万円
北海道	363 百万円
函館市	304 百万円
札幌市	290 百万円
名古屋市	284 百万円
長野市	272 百万円

〔 措置入所の決定、保護施設の運営 〕



保護施設 27,804百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

